

4月1日から市の組織が変わります



市では、市民サービスの向上を図るために、次のとおり組織を改正します。

部の再編

- ・福祉こども部と長寿健康部を「福祉部」「こども支援部」「健康推進部」に再編

課の再編

- ・総務部に「公共施設管理課」を新設
- ・協働自治推進課と市民文化課を統合し、「自治文化課」を設置
- ・市民部に「市民相談課」を新設
- ・こども支援部に「青少年課」を新設
- ・長寿安心課を分割し「福祉部高齢者支援課」と「健康推進部介護保険課」を設置
- ・管理課、街路整備課、道路雨水課を再編し、「建設総務課」、「道路整備課」、「道路維持課」を設置
- ・都市建設部に「市街地整備課」を新設
- ・住宅営繕課の業務を「市街地整備課」などに移管
- ・生涯学習部に「教育施設管理課」を新設
- ・政策企画課内のオリンピック準備室を廃止

部や課の名称変更

- ・総合政策部を「企画財政部」に変更
- ・政策企画課を「企画課」に変更
- ・障害者福祉課を「障がい者福祉課」に変更
- ・福祉政策課内のトータルサポート推進室を「トータルサポート室」に変更

課などの所属の変更

- ・危機管理課を市民部の所属から市長直轄に変更
- ・こども支援課、保育幼稚園課、青い実学園を「こども支援部」の所属に変更
- ・学校規模適正化担当を教育総務課から学務課に変更

担当課長の配置

- ・こども支援課に「家庭児童相談担当課長」を配置
- ・入曽駅周辺整備担当課長の配置を都市計画課から「市街地整備課」に変更

問合せ 行政経営課へ内線7051

3月26日(土)と4月3日(日) 市役所の窓口を開設します

転勤、就職、入学など、転入や転出の手続きの際にご利用ください。

開設時間／8時30分～17時15分

※3月の第4日曜日の窓口開設はありません。

関係機関に問い合わせが必要な場合、一部手続きが完了しないこともあります

*4月1日の組織改正に伴い、課の名称を変更します

コンビニで一部の証明書が取得できます



ご利用にはマイナンバーカード(電子証明書付)が必要です。休日や、早朝・夜間にもご利用いただけます。

証明書の種類 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書、納税証明書

利用可能時間 6時30分～23時



窓口名	主な手続きなど	問合せ
市民課	住所異動や印鑑登録などの受け付け、各種証明書の交付(固定資産税を除く)	内線1032
保険年金課	国民健康保険、国民年金の手続き、後期高齢者医療の相談	内線1051
収税課	納税、納税相談(事前の予約が必要)、納付書の再発行	内線1074
こども支援課	児童手当、こども医療費助成などの手続き	内線1539
市民税課	原付バイクなどの登録・廃車・名義変更の手続き(市民税・県民税の申告は受け付けできません)	内線1093
障害者福祉課*	障害者の手帳、心身障害者医療費助成、手当てなどの手続き	内線1591
長寿安心課*	介護保険の手続き(認定の申請はできません)	内線1551
学務課	転入学の手続き	内線5655